

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第92号

(平成29年6月)

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

インターネット通信販売ではここをチェック！(2面)

心当たりのない仏像の送りつけが多発しています！(3面)

小さなお子さんのやけど事故にご注意！(4面)

1 仮想通貨に投資した方からの相談が増えています！

「必ず値上がりする」と勧誘されて仮想通貨※に投資したものの、利益が出るどころか元金さえ換金できなくなってしまう事例が増えています。

※ インターネット上のデータを「お金」のようにやりとりするもの。現金やサイト内のポイントとの交換によって入手できる。金融機関に支払う送金手数料等が不要で素早く送金できるため人気が上がっている。価格は需要と供給により常に上下している。

事 例

知人から仮想通貨の業者を紹介され、「今買えば必ず値上がりする」と勧誘された。そこで契約をし、代金を振り込んだところ、2回ほどは分配金が入金されてきた。しかし、最近になって業者からメールで「事業を辞めることになった」と連絡がきた。その後換金することもできず、業者との連絡も取れなくなってしまい、困っている。

仮想通貨は実態を確認するのが難しく、政府等による信用の裏付けもありません。さらに、仮想通貨の価値は株や不動産以上に変動が激しいため、投資するには非常にリスクの大きい金融商品と言えます。

「必ず儲かる」というおいしい話はありません。もし、そのような勧誘をされても乗らないようにしましょう。そして、仮想通貨の特徴やリスクの説明が理解できなければ、契約しないようにしましょう。

一緒に
勝ち組になろう！へーそうなんだ。
やってみようかな。金融商品は、金融商品取引法で販売元に
投資リスクの説明が義務づけられているはずなのに…仮想通貨は今のところ金融商品取引法の対象外だから、
悪質業者にとってはいちばんだましやすい手段さ！

2 インターネット通信販売ではここをチェック！

大手事業者のインターネット通信販売サイトで、格安で販売されている商品を注文しても届かないというトラブルが多数発生しており、当センターにも相談が非常に多く寄せられています。注意すべきポイントは次の3点です。

その1 おいしい話だと思ってもちょっと待って！

一般に売られている価格よりも大幅に安いときは、届いた商品が偽物であったり、商品自体が届かなかったりすることが多いです。その場合、金銭的な被害だけでなく、注文者の個人情報が出てしまい、悪用されるといった被害も考えられます。

このようなトラブルが多いサイトの1つに、正規の販売サイトのデザイン等を無断でコピーした「なりすましサイト」があります。特徴として、機械で翻訳したような不自然な日本語表現や、字体（フォント）に旧字体が混ざっていることが挙げられますので、買う前に確認するようにしましょう。



通信販売サイトを利用するときは、自分のアカウントを乗っ取られないようにするために、パスワードを複雑なものにしたり、定期的に変更することも大切です！

その2 販売元の事業者の連絡先を要チェック！

事業者の住所が番地まで記載されているか、電話番号、メールアドレス等、連絡先が複数記載されているか自分でしっかり確認するようにしましょう。住所が途中までしか記載されていなかったり、連絡先がメールアドレスしかなかったりする場合は、問合せをしても連絡がつかないことがありますので、要注意です。



消費者庁イラスト集から

その3 キャンセル・返品条件は買う前に必ず確認！

通信販売にクーリング・オフはありません。その代わりに事業者には、返品特約を明示することが義務付けられていますので、購入前に必ず確認しましょう。もし、返品特約が表示されていなければ、商品の受取後8日以内であれば返品ができますが、返品にかかる送料は購入者側で負担しなければなりません。

困ったときは1人で悩まずに、

京都市消費生活総合センター ☎256-0800まで

相談してくださいね！



3 心当たりのない仏像の送りつけが多発しています！

最近、注文した覚えのない仏像を送ると言われ、困っているという相談が増えています。中には、「注文していない」と断ったにも関わらず、業者から怒鳴り返されるという悪質な事例も見られますので、ご注意ください！

事例

- 「数日後に仏像を届ける」と電話があった。「注文した覚えはない」と言ったが、「家族の誰かが注文したのだろう」と言われ、応じてもらえなかった。しかし、ほかの家族は注文していないと言うので、どう対処すればいいだろうか。
- 「注文されていた仏像を送るので、40万円用意しておくように」と電話があった。そのような高額なものを頼んだ覚えはないので電話を切ったところ、またすぐに電話を掛けてきて、「電話切ったな。あんたの字の申込書もあるのに」と怒鳴ってきた。明日届けると言われたが、どうすればいいか困っている。



もし、あなたのところに電話があったときは、このように対応してください！

アドバイス

- ① 注文した覚えがなく、必要なければきっぱりと断る
「いいです」「結構です」といった返事をする、「契約した」と事業者が主張することもあるので、「いりません」とはっきりと断る意思を相手に示しましょう。
- ② 周りの人や消費生活総合センターに相談する
少しでも不審に思ったとき、業者の実態や内容がよくわからないとき、さらには業者から怒鳴られて冷静な判断ができないと思ったときは、一人で抱え込まずに相談してください。相手から言われるがままにすぐに契約するのは止めましょう。高齢者が狙われる事例が多いため、家族などの周囲の人も日頃から見守る意識を持つことが大切です。
京都市消費生活総合センターの連絡先は、☎256-0800です！
- ③ もし商品が届いたら送り主の情報をメモして、受取拒否する
一方的に送りつけられた場合、「買う」という意思表示をしていなければ、契約は成立していないので、受け取る必要はなく、代金を支払う義務もありません。このようなときは、**送り主の住所、氏名、電話番号をメモしたうえで、受取拒否しましょう。**
- ④ 受け取ってしまったら
商品の到着から**14日間未使用のままで保管**しておけば、その後は自由に処分してもよいこととされています。



4 小さなお子さんのやけど事故に

ご注意!

電気ポットのお湯や炊飯器の蒸気に触れてやけどを負ってしまった3歳以下の子どもが、今年3月までの約6年間で230人以上に上っています。小さなお子さんのいる家庭はご注意ください!

事例

- 乳児が旅行先の旅館で倒れた電気ポットの熱湯を浴び、全身にやけどを負って死亡してしまった。
- 1歳児が床からの高さ70センチの棚に置いてあった炊飯器の蒸気に触れ、やけどを負った。



消費者庁イラスト集から

アドバイス

- 子どもの手が届く場所に電気ポットや炊飯器を置いておくと、事故につながりやすくなります。電気コードを引っ張って倒した事故もありますので、**電気コードも含めて子どもの手の届かない場所に置くようにしましょう。ゲートを置いてお子さまが台所に入れないようにするのも効果的です。**



消費者庁イラスト集から

- 万が一熱湯を浴びて広範囲のやけどを負った場合は、**無理に服を脱がさず、シャワーなどで冷やし、濡れたバスタオルで体を包みながらすぐに医療機関を受診してください。**

【編集後記】 本号でも触れた、大手事業者の通信販売サイトで注文した商品が届かないトラブルが相次いでいることは、ニュースでも大きく取り上げられたので、記憶に新しい方も多いと思います。インターネットの普及によって、ボタン1つで簡単に欲しいものを注文できるようになり、非常に便利な世の中になりましたが、同時にインターネット通販に関する相談も増えています。注文する前には、業者の連絡先・支払方法・返品特約など、細かいところまで自分自身で注意しなければならないことを考えると、便利さと引換えに自己責任が強く求められるようになったのが、今の時代の買物と言えるのではないのでしょうか。今後も当センターは、みなさまが注意すべきポイントを情報提供していきたいと思えます。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)
さいむゼロ

相談受付時間 月～金(祝休日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/>

ツイッターアカウント @kyoto_soudan



* 年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、
土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時(電話相談のみ)

平成29年6月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第294247号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

